

北中生徒会会則

私たちは、平和的民主社会の形成者として、自己の完成と母校の発展と名誉のため全力を挙げて努力し、生徒会を通して自発的、自主的行動を養うことを決意しここに生徒会員の総意にもとづき、越谷市立北中学校生徒会を結成し会則を制定する。

第一章 名称

第1条 本会は越谷市立北中学校生徒会と称し、全校生徒をもって組織する。

第二章 目的

第2条 本会は会員の自発的精神に基く自活活動によってすぐれた校風の樹立と学校生活の改善向上をはかると共に、より良き社会の一員として資質を磨くことを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 学校の種々の行事に積極的に協力参加する活動。
2. 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長をはかる活動。
3. 全校生徒の生活改善や、福祉をめざす活動。
4. 各学級や各種委員会等の連絡や調整をする活動
5. その他生徒会の目的を達成するために必要な活動。

第三章 役員

第4条 本会は次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、本部役員8名

第5条 役員は原則として立候補により全校生徒の選挙によって選出される。選挙の方法は別に定める。

第6条 役員の任期は1ヶ年とし、一期間は、11月から翌年の10月までとする。

第7条 会長は生徒会を代表して会務を総理し生徒会の評議員会の決定事項、生徒総会の決定事項を執行する。

第8条 副会長は会長を助け支障のあるときは、その職務を代行する。

第9条 書記は議事の記録を作成し保管する。

第10条 会計は生徒会における資金の取り扱いや会計簿の記入、予算の編成並びに会計全般を行い年度末には会計報告を行う。

第11条 委員は各種活動を執行する。

第12条 監事は会計を監査する。

第四章 顧問

第13条 本会は顧問をおく。

第14条 本会の顧問は越谷市立北中学校職員があたる。

第五章 会議

第15条 本会の会議は生徒総会及び評議委員会、各種部長会とする。

第16条 総会は毎年一回開く。ただし、評議委員会、又は会員の3分の1以上の要求があった時は臨時にこれを開くことができる。

第17条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。総会の決定は出席会員の過半数でこれを決める。

第18条 総会は次の機能をもつ。

1. 会則の設定及び変更
2. 予算の決定と承認
3. 年間行事計画の決定と承認
4. その他生徒会の目的の達成に必要な事項の決定承認

第19条 評議委員は、各学級代表2名(男女各1名)

第20条 評議委員会は次の機能をもつ。

1. 会長及び各委員会から選出された案件の審議、決定
2. 急を要する事項について生徒総会に代わる決議

第21条 会長は必要に応じて各種部長会を開くことができる。

第22条 本会の会議は顧問教師が出席することを原則とする。

第23条 本会の会議の決定事項は学校長の承認を得て実行できる。

第24条 本会の会議は評議委員の3分の1以上の出席を必要とし、多数決をもって決定する。

第六章 会計

第25条 本会の会費は年額600円とする。

第26条 本会の会計年度は、学年度とする。

第七章 付則

第27条 本会の会則は昭和43年5月10日より施行する。

本会の会則は昭和45年6月10日改正

昭和46年7月12日改正